

議案第 182 号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 11 月 25 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和 23 年川崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「管理者（）」の次に「上下水道事業管理者及び」を加える。

第 8 条第 10 項中「又は船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 10 項の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第 8 条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 42 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。